

## 告 示

### 埼玉県告示第三百八号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十四条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号及び同令第九条第一項第一号に規定する都道府県知事の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）として、次のとおり登録したので、同令第二十条第一号（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公示する。

平成二十九年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 登録養成施設の名称及び所在地

人間総合科学大学人間科学部ヘルスフードサイエンス学科食品衛生課程

埼玉県さいたま市岩槻区馬込千二百八十八番地

#### 二 登録年月日

平成二十九年二月二十八日